

平成29年5月2日

各 位

上場会社名 株式会社 郷鉄工所
代表者名 代表取締役社長 林 直樹
(コード番号 6397)
問合せ先責任者 執行役員 若山 浩人
(TEL. 052-586-1123)

第三者委員会の設置決定に関するお知らせ

この度、平成29年4月21日付で「(開示事項の経過) 第三者委員会の設置に関するお知らせ」を公表しましたが、本日の取締役会で第三者委員会の設置について決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 第三者委員会の構成(敬称略)

委員長：矢崎信也 弁護士(村瀬・矢崎総合法律事務所 所長)
委員：久野 実 弁護士(弁護士法人東海総合 所長)
委員：野村朋加 弁護士(あゆの風法律事務所 パートナー)
委員：平井 朝 弁護士(平井総合法律事務所 所長)
委員：荒川紳示 公認会計士(荒川紳士公認会計士事務所 所長)

上記の第三者委員会の委員はいずれも、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン(平成22年7月15日公表)」に沿って選定しております。

上記の委員のうち、弁護士については、委員長の矢崎信也弁護士(矢崎信也弁護士の選定経緯につきましては、平成29年4月21日公表の「(開示事項の経過) 第三者委員会の設置に関するお知らせ」をご参照下さい。)により当社との利害関係はないと判断され、かつ、愛知県弁護士会のコンプライアンスチームに所属している方を選任しております。また、荒川紳示公認会計士は、過去に当社が財務デューデリジェンス及び3か月ほどの財務に関するコンサルティング等の業務を委託したことがありますが、行っていただいた業務は、第三者の専門家として会社の状況を把握し、助言する役割であり、現在は契約関係がないことから、第三者委員会及び当社において、同委員と当社との関係は、第三者委員会の独立性・中立性を阻害する要因とはならないものと判断しております。

2. 第三者委員会の目的及び調査の範囲

調査内容につきましては、調査すべき事項が多数存在しているため、取引の重要性から、平成29年3月13日に公表した第三者委員会の調査対象のうち、内部調査委員会が取りまとめた調査対象事案から、以下の事案を対象として先行して調査を行います。

- ① 滞留債権のうち、監査法人から指摘を受けた太陽光発電施設に関する特定の取引の受注及び資材の発注並びに入出金の事実関係
- ② 特定の不動産取引のうち、購入契約及び転売契約の成立からそれらの契約の解除に至るまでの事実関係

これらについての事実関係を調査し、その適法性・妥当性についての検討を行うとともに、もし、その処理が当社のガバナンス及びコンプライアンス上、適法性・妥当性を欠くと判断した場合には、その原因究明を行い、当社がとるべき方策の検討を行います。

その他第三者委員会が必要と認めた調査対象事項についても調査が行われる可能性があります。

また、平成 29 年 3 月 13 日に公表した第三者委員会の調査対象のうち、①及び②以外のものにつきましては、本調査が終了次第、改めて調査主体、方法及び内容について公表してまいります。

3. 調査の方法

調査方法については、原則として上記ガイドラインに沿った形で実施されます。

4. 調査期間

平成 29 年 5 月末日を目途として、第三者委員会から調査報告書が提出される予定です。

5. 今後の見通し

本調査が決算に与える影響を確認する必要があるため、本調査が平成 29 年 5 月末日を目処として調査報告書が提出された後、その調査内容を踏まえて速やかに決算作業に移り決算短信の公表をいたします。また、本調査により、追加で調査すべき事項が生じた場合には、その追加調査を踏まえて速やかに決算作業に移り決算短信の公表をいたします。

なお、その他開示すべき事象が生じた場合にも速やかに開示いたします。

株主、投資家の皆様をはじめとする関係者の皆様には、多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを、心より深くお詫び申し上げます。

以上